

人事院公示第17号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和3年12月24日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給

等の支給)、人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9—8—8 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—14 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—18 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—40 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—68 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—90 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—15 (宿日直手当)、人事院規則 9—17 (俸給の特別調整額)、人

等の支給)、人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9—8—8 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—14 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—18 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—40 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—68 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—15 (宿日直手当)、人事院規則 9—17 (俸給の特別調整額)、人事院規則 9—24 (通勤手当)、人事院規則 9—24—10 (人事院規則 9—24 (通勤手当)の一部を改正す

事院規則 9-24 (通勤手当)、人事院規則 9-30 (特殊勤務手当)、人事院規則 9-34 (初任給調整手当)、人事院規則 9-40 (期末手当及び勤勉手当)、人事院規則 9-43 (休日給)、人事院規則 9-49 (地域手当)、人事院規則 9-54 (住居手当)、人事院規則 9-55 (特地勤務手当等)、人事院規則 9-80 (扶養手当)、人事院規則 9-82 (俸給の半減)、人事院規則 9-89 (単身赴任手当)、人事院規則 9-93 (管理職員特別勤務手当)、人事院規則 9-97 (超過勤務手当)、人事院規則 9-102 (研究員調整手当)、人事院規則 9-121 (広域異動手当)、人事院規則 9-122 (専門スタッフ職調整手当)、人事院規則 9-123 (本府省業務調整手当) 及び人事院規則 9-129 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9-30 (特殊勤務手当) の特例) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定し

る人事院規則、人事院規則 9-30 (特殊勤務手当)、人事院規則 9-34 (初任給調整手当)、人事院規則 9-40 (期末手当及び勤勉手当)、人事院規則 9-43 (休日給)、人事院規則 9-49 (地域手当)、人事院規則 9-54 (住居手当)、人事院規則 9-55 (特地勤務手当等)、人事院規則 9-55-125 (人事院規則 9-55 (特地勤務手当等) の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-80 (扶養手当)、人事院規則 9-82 (俸給の半減)、人事院規則 9-89 (単身赴任手当)、人事院規則 9-93 (管理職員特別勤務手当)、人事院規則 9-97 (超過勤務手当)、人事院規則 9-102 (研究員調整手当)、人事院規則 9-121 (広域異動手当)、人事院規則 9-121-2 (人事院規則 9-121 (広域異動手当) の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-122 (専門スタッフ職調整手当)、人事院規則 9-123 (本府省業務調整手当) 及び人事院規則 9-129 (東日

た。

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～四の三 (略)

五 人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準) に規定する次に掲げる事項

(1)～(10) (略)

(削る)

(10の2) 第20条第2項第3号

の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び要件について定めること。

(10の3)～(10の5) (略)

(11)～(21) (略)

(22) 第37条第8項の規定に基づき、人事院が定めることとさ

本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9—30 (特殊勤務手当) の特例) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～四の三 (略)

五 人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準) に規定する次に掲げる事項

(1)～(10) (略)

(10の2) 第20条第2項第3号

イの規定に基づき、人事院が定めることとされている能力評価及び業績評価について定めること。

(10の3) 第20条第2項第3号

ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている要件及び場合について定めること。

(10の4)～(10の6) (略)

(11)～(21) (略)

(22) 第37条第9項の規定に基づき、人事院が定めることとさ

れている数、職員及び号俸数について定めること。

(23) 第37条第11項の規定に基づき、人事院が定めることとされている号俸数について定めること。

(24)～(42の10) (略)

五の二～五の七 (略)

五の八 人事院規則9—8—90

(人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)附則第4条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

五の九 (略)

六・七 (略)

(削る)

八・九 (略)

十 人事院規則9—40(期末手

れている数、職員及び号俸数について定めること。

(23) 第37条第12項の規定に基づき、人事院が定めることとされている号俸数について定めること。

(24)～(42の10) (略)

五の二～五の七 (略)

(新設)

五の八 (略)

六・七 (略)

七の二 人事院規則9—24—1

0(人事院規則9—24(通勤手当)の一部を改正する人事院規則)附則第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

八・九 (略)

十 人事院規則9—40(期末手

当及び勤勉手当)に規定する次に掲げる事項

(1)～(4の3) (略)

(4の4) 第13条第3項(第13条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。

(4の5) 第13条第5項の規定に基づき、人事院が定めることとされている割合について定めること。

(4の6) (略)

(4の7) 第13条の2第1項第1号ハ又は第3号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(4の8)～(8) (略)

十の二～十三 (略)

(削る)

当及び勤勉手当)に規定する次に掲げる事項

(1)～(4の3) (略)

(4の4) 第13条第2項(第13条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。

(4の5) 第13条第4項の規定に基づき、人事院が定めることとされている割合について定めること。

(4の6) (略)

(4の7) 第13条の2第1項第1号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(4の8)～(8) (略)

十の二～十三 (略)

十三の二 人事院規則9—55—125(人事院規則9—55(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則)に規定する次に掲げる事項

(1) 附則第2条第1項の規定に基づき、人事院が定めることと

されている官署について定める
こと。

(2) 附則第2条第2項又は第7
項の規定に基づき、人事院が定
めることとされている額につい
て定めること。

(3) 附則第3条第1項又は第3
項の規定に基づき、人事院が定
めることとされている額につい
て定めること。

(4) 附則第4条第1項の規定に
基づき、人事院が定めることと
されている額について定めるこ
と。

(5) 附則第4条第2項の規定に
基づき、人事院が定めることと
されている職員及び額について
定めること。

(6) 附則第5条第1項の規定に
基づき、人事院が定めることと
されている額について定めるこ
と。

(7) 附則第6条第1項の規定に
基づき、人事院が定めることと
されている額について定めるこ
と。

